



# あげたのに…課税！？

税理士・CFP® 越 智 浩



## 代償分割により本人所有の財産を相手に交付した場合の課税関係。

本年3月に母が亡くなりました。相続人は、長男である私と妹の2人です。妹と話し合った結果、母が住んでいた家屋とその敷地及び上場株式を、私が相続することになりました。妹は預貯金など他の遺産全部を相続することにしましたが、このままでは約2,000万円、遺産相続額が私より少なくなります。

そこで、私が亡母の自宅不動産（=遺産の中で最も価額が高い）を全部相続する代わりに遺産相続額の差額を埋めるため、私の財産を妹へあげることにしました。ちょうど、5年前父が亡くなった時に、私と妹とで1／2ずつの共有にした貸駐車場用地があります。私の持分全部（=価額1,000万円。）を譲ることにしました。その結果、ほぼ法定相続分通りの遺産分割になります。

以上に基づき、本年12月に遺産分割協議書を作成して、相続登記と相続税の申告を済ませました。ところが、貸駐車場用地の持分をあげたことについて、登記原因是「遺産分割による贈与」となっているのに、私に譲渡所得税等が課されるので確定申告をしてください、と言われました。いったいどういうことなのでしょうか。



## 代償債務として相続取得財産から控除、 金銭以外の資産の交付には譲渡所得税等が課税。

遺産分割の方法の一つとして、ある相続人が遺産の全部または一部を現物で取得する代わりに他の相続人に対して代償金を支払う（=代償債務を負う）という方法があり、これを代償分割といいます。この代償債務は、金銭による支払いの他、不動産や有価証券など自分の財産を相手に交付することにより履行され、債務自体が消滅することになる。特定の遺産を特定の相続人に相続させる場合や法定相続分通りに合わせて遺産分割を行いたい場合、民法では認められていても税法上認められていない（一次）相続における遺産分割のやり直しへの補完などに有効な方法である。

相続税法においては、代償債務を負った相続人（設例：長男である私）は相続により取得した財産の価額から代償債務額（設例：（注）1,000万円）を控除し、代償財産の交付を受けた相続人（設例：妹）は相続により取得した財産の価額に代償財産の価額（=代償債務額）を加算して課税価格を計算することになる。すなわち、課税される遺産総額は変わらない。

**(注)**要件を満たせば、代償債務の額を代償分割時の価額と相続開始時の評価額との比で

圧縮することも認められる（相続税法基本通達11の2-10）。

設例では、長男である私が妹に代償金1,000万円相当額の財産をあげることにより兄妹間の2,000万円の差額が解消され、ほぼ法定相続分通りの遺産分割が成立し、相続登記を済ませ、相続税の申告も済ますのだが、追い打ちのような所得税の課税である。当事者の実感としては、やれやれ相続も無事済んだと思っているところに、ただあげて収入なんか得てないのに、なぜ私が所得税を課税されるの？というところであろう。民法上、公平な相続をし、相続税の負担も公平にしたのに、これで終わりではないところが税法の厄介なところである。

原則的には、所得税法における『所得』とは個人の純資産の増加のことを言い、取引により『金銭など資産が増加すること』と『借入金などの負債が減少すること』を言う。まさに（代償）債務の消滅は負債が減少することなので、『所得』となってしまう。ただし、金銭で（代償）債務を消滅することは、金銭という資産が減少して同額の債務が減少するので、純資産は増えず、『所得』ではない。設例のみならず、金銭で代償金を支払えば所得税の課税関係は生じない。しかし、不動産などの資産でもって（代償）債務を消滅させることは、①不動産などの資産を売却して金銭を得る。②得た金銭により債務を消滅させると、税法では2つの取引があったと考える。従って、②のみでは『所得』ではないが、①について譲渡『所得』を計算し、『所得』があるのかないのかを判断することになる。設例においては、価額1,000万円から亡父から引き継いだ取得費を控除して譲渡所得を計算し、『所得』があれば、所得税及び住民税が課されることになる。

似たような事例として、『離婚による財産分与』や『代物弁済』があり、当事者間において民法上の解決がまとまった後に、譲渡所得税等が課されるので注意が必要である。